

第八十三号議案

例 江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部を改正する条

右の議案を提出する。

令和六年十一月二十二日

提出者 江戸川区長 斉藤 猛

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例  
 第二十条の一部を次のように改正する。

第七条第四項中「（平成二十六年法律第六十八号）」を削り、「次条第二項及び第十三条において」を「以下」に改める。

第十一条第二項中「閲覧」の下に「又は写し（電磁的記録にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）の交付」を、「その閲覧」の下に「又は交付」を加え、同条第三項中「させよう」を「させ、若しくは写しの交付をしよう」に改め、「又は閲覧」の下に「若しくは写しの交付」を加え、同条第四項中「閲覧」の下に「又は写しの交付」を加え、同条に次の二項を加える。

5 第二項の規定による閲覧又は写しの交付に係る手数料の額は、無料とする。

6 第二項の規定による写しの交付に要する費用は、交付を受ける審査請求人又は参加人の負担とし、その額及び手続については、江戸川区行政不服審査会の設置等に関する条例（平成二十八年三月江戸川区条例第二号）の規定による写しの交付の例による。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明)

開示等請求に係る審査請求において、江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会に提出された意見書等の閲覧又は写しの交付に係る手数料を無料とし、写しの交付に要する費用を審査請求人又は参加人の負担とするほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。